

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング「(仮称)今ノ山風力発電事業環境影響
評価方法書」に対する勧告について

令和2年2月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)今ノ山風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、高知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：高知県土佐清水市及び幡多郡三原村
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大198,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年	4月19日
環境大臣意見受理	令和元年	7月5日
経済産業省意見	令和元年	8月1日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年	9月2日
住民意見の概要等受理	令和元年	11月1日
高知県知事意見受理	令和2年	1月31日
経済産業大臣勧告発出	令和2年	2月26日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング「(仮称)今ノ山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 風力発電施設の規模、配置、既設及び新設の道路や拡幅する道路の内容等に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 今後、環境影響評価手続を進めるに当たっては、地域住民等からの意見に十分配慮した上で事業計画を検討・策定すること。
また、地域特性や住民等の意見を十分に踏まえ、必要な情報提供や意見等聴取の機会を積極的に設けるとともに、疑問等に対しては丁寧かつ分かりやすく説明し、意見等に対しては誠意を持って対応するなど、地域住民等との相互理解の促進に努めること。
3. 本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電事業が計画されており、本事業との累積的な環境影響が懸念されることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺では、国内希少野生動植物種であるハヤブサや、県指定の天然記念物であり、県鳥でもあるヤイロチョウ等の希少な鳥類が生息している可能性があるため、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、これら鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。
5. 対象事業実施区域内には、今ノ山鳥獣保護区があることから、風力発電施設の設置や道路の改変等による影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、保護区内の生態系への影響を回避又は極力低減すること。
6. 対象事業実施区域及びその周辺には、イシヅチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ及びシコクハコネサンショウウオのほか、土佐清水市の一部の地域のみが生息しているとされているトサシミズサンショウウオ等の希少なサンショウウオ類が生息している可能性があるため、現地調査により生息状況を把握するとともに、適切に予測及び評価を行うこと。
7. 今ノ山の山頂周辺には、自然度の高いアカガシ群落等があり、また、対象事業実施区域及びその周辺には、希少な着生植物等が存在していることから、風力発電施設の設置及び附帯する道路等の工事による伐採等により、これら植物への影響が懸念される。このため、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、伐採に起因する風況変化等による乾燥化も含め、植物への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(別紙)

8. 風力発電施設の設置及び附帯する道路の整備等による濁水の流入による水環境への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域及びその周辺の河川に流入する沢筋及び水道用水等の取水地点への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、水環境への影響を回避又は低減すること。
9. 対象事業実施区域周辺には、今ノ山の登山道や遊歩道等があることから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について検討し、その結果を踏まえて、適切に調査予測及び評価を行うこと。

(高知県知事からの意見書の写しを添付)